

**バイク・軽四輪は4月1日現在の登録状況で課税されます
廃車等の手続きはお早めに**
☎市民税課☎724・2113

軽自動車税は、4月1日現在、市内に定置場(使用しない時に主に駐車する場所)がある軽自動車等を所有している方に課税します。

次の①～⑥に該当する方は、登録・廃車・名義変更等の手続きを3月末日までに行ってください。

①町田市に転入し、前住所地のナンバープレートがついたバイク等をお持ちの方
②町田市外に転出する方でバイク等をお持ちの方
③バイク等を廃棄処分し現在所有していないが、まだ廃車手続きをしていない方
④バイク等が盗難にあった方
⑤バイク等を譲り受け、まだ名義変更をしていない方
⑥バイク等を他人に譲り、譲り受け人と連絡不能のため、名義変更されず、課税されている方

【手続き先】
各窓口とも3月中旬以降は大変混み合いますので、手続きはお早めをお願いします。

※手続きに必要な書類等、町田市ホームページで事前にご確認下さい。

○125cc以下の原付バイクと小型特殊自動車=市民税課☎724・2113、忠生市民センター☎791・2802、鶴川市民センター☎735・5704(受付時間=月～金曜日の午前8時30分～午後5時)

○125ccを超えるバイク=多摩自動車検査登録事務所☎050・5540・2033

○軽三輪・軽四輪自動車=軽自動車検査協会多摩支所☎050・3816・3104

※125ccを超えるバイク及び軽四輪等は、名義変更や廃車手続きのほか、税申告の手続きも必要です。例年、名義変更や廃車手続きが4月1日以前に済んでいるにもかかわらず、税申告の手続きがなされないため、納税通知書が発送される場合が多くあります。手続きが済んでいるか不明な場合は、市民税課で税申告手続きの有無を確認して下さい。

**給与所得のある皆さんへ～ご協力をお願いします
個人住民税の特別徴収**
☎市民税課☎724・2114、2115

給与所得のある方の個人住民税事業所を申し出てください。給与(給与)の支払者を通じて、毎月の給与から引き落としを行う「特別徴収」によるのが原則となっています。

平成29年度から都内の市区町村では特別徴収を徹底していますので、ご理解ご協力をお願いします。

【複数の事業所から給与を受給している方】
2か所以上の事業所から給与の支払いを受けている方は、そのうち1か所の事業所ですべての税額の特別徴収が行われることとなります。

特別徴収を行う事業所について希望がある方は、3月15日までに「市民税・都民税申告書」で特別徴収を行う

事業所を申し出てください。給与(給与)の支払者を通じて、毎月の給与から引き落としを行う「特別徴収」によるのが原則となっています。

【給与(年金)の他に所得がある方】
給与所得・公的年金等に係る所得の他に所得のある方(65歳未満の方は、給与所得の他に所得のある方)は、原則として他の所得に係る税額についても、給与所得に係る税額と併せて一つの事業所で特別徴収を行うこととなります。

他の所得に係る税額について、個人で納付する「普通徴収」を希望する方は、「所得税の確定申告書」または「市民税・都民税申告書」でその旨を申し出てください。必要があります。※詳細は町田市ホームページをご覧ください。

コンピューターで処理している項目を公表します

☎情報化施策・記事全体について=情報システム課☎724・4432、個人情報保護制度について=市政情報課☎724・8407

市では、市民サービスの向上、庁内事務の効率化、情報セキュリティの確保のため、コンピューターシステムの開発・導入・更改を進めています。コンピューターで処理している項目の公表は、市の個人情報保護制度の趣旨に沿って、どのような情報をコンピューター処理しているか、お知らせするものです。市では、業務に必要な項目を個人情報登録簿で管理し、必要な職員に限定してコンピューター処理を行っています。

2016年度に稼働・更改した業務システムは下表のとおりです。

稼働・更改した業務システム(2016年度)

| システム名 | 概要 | 担当課 |
|---------------------|---|---|
| 地理情報システム(統合型・市民公開型) | 電子地図に市の施設情報等を書き込み、情報を管理したり、インターネット上で公開を行う | 土地利用調整課☎724・4254 ※市民公開型(地図情報まちだ)に公開されている各地図についての問い合わせは各所管課へお願いします。 |
| 建築確認情報管理システム | 建築確認申請や検査情報の台帳管理を行う | 建築開発審査課☎724・4270 |
| 道路情報管理システム | 市道の図面資料、台帳、協定書などの管理を行う | 道路政策課☎724・1120 |
| 保健所システム | 保健衛生に関する各種業務情報の管理を行う | 保健総務課☎724・4241 |
| 健康管理システム | 成人健康診査やがん検診、予防接種、母子健診など、市民の健康に関する総合的な業務情報の管理を行う | 健康推進課☎725・5178 |
| 介護保険システム | 介護保険に関する資格、賦課徴収、認定及び給付等の管理を行う | 介護保険課☎724・4364 |
| 学務システム | 小・中学校の児童・生徒の学籍や、就学援助情報の管理を行う | 学務課☎724・2176 |

3月は「自殺対策強化月間」です

☎健康推進課☎724・4236

【「いのち」支える!町田キャンペーン】
自殺予防・防止を呼び掛けるキャンペーンを開催します。鉄道会社、特別電話相談団体、大学などと連携し、自殺予防・防止に関する普及啓発グッズの配布等を行います。

☎3月1日(木)午後2時～4時(グッズが無くなり次第終了)
場町田東急ツインズイースト館パークアベニュー側空地、JR横浜線町田駅中央改札付近、小田急線町田駅西口改札付近等

【仕事とこころ「いのち」支える!総合相談会】
精神保健福祉士・弁護士や、ハローワーク相談員・社会福祉士・保健師等による総合相談会(無料)です。

☎市内在住、在勤、在学の方
☎3月8日(木)正午～午後5時(受付時間=午前11時45分～午後4時15分)
場忠生市民センター2階ホール・1階会議室

相談内容失業・多重債務等の経済・生活問題、健康問題、家庭問題等
※相談のほか、申請や手続きの助言や関係機関、行政の担当窓口などをご案内します。
※匿名での相談、家族・友人の相談もできます。
※混雑状況により、お待ちいただく場合や相談件数により受付終了時刻が早まる場合があります。

高額介護合算療養費のお知らせ

☎国民健康保険の高額介護合算療養費について=保険年金課保険給付係☎724・2130、後期高齢者医療保険の高額介護合算療養費について=保険年金課高齢者医療係☎724・2144、介護保険の自己負担額証明書について=介護保険課給付係☎724・4366

高額介護合算療養費制度とは、世帯内で「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担額があり、その合計額が基準を超えた場合(右表参照)に、申請により超えた額を払い戻す制度です。

なお、自己負担額には含まれないもの(医療=保険外の診療、入院時の食費・居住費、差額ベッド代等、介護=保険外の介護[予防]サービス、入所時の食費・居住費[滞在費]、特定福祉用具購入費[特定介護予防福祉用具購入費]、住宅改修費[介護予防住宅改修費])もあります(高額療養費・高額介護[予防]サービス費として、既に払い戻しを受けた分は自己負担額から差し引きます。また、70歳未満の国保加入者の場合、1か月に1つの病

院等で支払った自己負担額が2万1000円未満の場合は、高額介護合算療養費の対象外です)。

対象者には、申請のご案内をお送りしています(後期高齢者医療保険は2月中旬、国民健康保険は2月下旬)。

ご案内が届いた方でも、自己負担額証明書をお取りいただかないと支給額が正しく計算できない場合がありますので確認して下さい。

次の方には、ご案内をお送りできない場合があります。

計算期間中(右表参照)に①市区町村を越えて住所が変わった②医療保険が変わった③75歳の誕生日を迎えた④医療保険の資格を喪失した。
※ご案内が届かない方で制度に該当すると思われる方は、2017年7月

31日現在加入していた医療保険担当へお問い合わせ下さい。 ※会社等の健康保険は、健康保険組合などへお問い合わせ下さい。

【高額介護合算療養費自己負担限度額表】

自己負担額の計算期間は2016年8月1日～2017年7月31日です(自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給の対象外)。

後期高齢者医療保険加入の方

| 所得区分 | | | |
|---------|------|---------|------|
| 現役並み所得者 | 一般 | 住民税非課税等 | |
| | | 区分Ⅱ | 区分Ⅰ |
| 67万円 | 56万円 | 31万円 | 19万円 |

国民健康保険加入の方(70～74歳)

| 所得区分 | | | |
|---------|------|------|------|
| 一定以上所得者 | 一般 | 低所得Ⅱ | 低所得Ⅰ |
| 67万円 | 56万円 | 31万円 | 19万円 |

国民健康保険加入の方(70歳未満)

| 所得区分 | | | | |
|---------|----------------|----------------|---------|----------|
| 上位所得者 | | 一般 | | 住民税非課税世帯 |
| 世帯の所得要件 | | 世帯の所得要件 | | |
| 901万円超 | 600万円超～901万円以下 | 210万円超～600万円以下 | 210万円以下 | |
| 212万円 | 141万円 | 67万円 | 60万円 | 34万円 |